

## 台風被害に便乗した悪質商法や 詐欺にご注意ください！

台風や地震などが発生した直後には、それに便乗した悪質商法や詐欺が多く見られます。

「屋根瓦を点検、修理をする。浸水被害に遭った家財を処分してあげる」などと言って高額な代金を請求したり、公的機関を騙って義援金をだまし取る手口には十分注意しましょう。

被害に遭いそうになった、又は遭ってしまったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

### 【相談事例】

○先日の台風で雨どいが壊れ屋根瓦も落ちてしまった。「火災保険を使って修理ができる」という業者が訪問してきて、保険の請求手続きを代行してもらうことにしたが、やはり不審なのでやめたい。

○台風で自宅の屋根瓦がずれ雨漏りがひどいので、業者に屋根を見もらった。頼んでもいないうちに屋根にブルーシートを掛け、高額な料金を請求された。支払いたくない。

い や や

**消費者ホットライン 局番なしの188**

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

### 茨城県消費生活センター

住所 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階  
相談専用電話 029-225-6445  
平日 午前9時から午後5時まで  
日曜（電話相談のみ） 午前9時から午後4時まで

### つくばみらい市消費生活センター

住所 つくばみらい市加藤237 谷和原庁舎1階  
電話 0297-25-3288  
平日 午前9時から正午まで  
午後1時から午後4時30分まで